



葉セ第 28 号  
令和 8 年 2 月 24 日

逗子市長 桐ヶ谷 覚 様

葉山町長 山梨 崇仁



逗子市において発生した金銭的な損害の取扱いに関する協議について（回答）

貴市の生ごみ分別及び葉山町での処理が延期となったことにより、新たに生じた経費の取扱いにつきましては、法的な見地からその原因と責任をどう解釈すべきか両市町の弁護士による協議を行うことについて両市町において合意しているところです。

令和 8 年逗子市第 2 回定例会において、生ごみ分別及び処理に関する資本費・処理費について予算措置され、11 月から開始されることを目指し、引き続き貴市との協議を進めていく所存であることから、本件につきましては工藤昇町顧問弁護士が貴市鈴木紀夫総務部参事（弁護士）と協議を行うことといたします。

担当 葉山町環境部

クリーンセンター 角田

電話 046-876-1153